

令和7年度 集団指導

運営指導における主な指摘事例・注意点 ～施設系サービス～

福祉指導課 介護指導担当



※令和7年度に実施した運営指導における指摘事例及び注意点をまとめました。

※本資料は、**施設系サービス**の資料です。

基本的には各サービス共通の内容ですが、「介護老人福祉施設」を例に資料を作成しています。サービスごとに詳細が異なる場合もありますので、各々のサービスに該当する法令等を必ずご確認ください。

※本資料内では、一部の法令等の名称について、略称で示しています。別資料「主な関係法令等一覧」をご確認ください。

目次



- 1 運営基準 ……P4
- 2 介護報酬 ……P59
- 3 その他注意すべき事項 ……P69

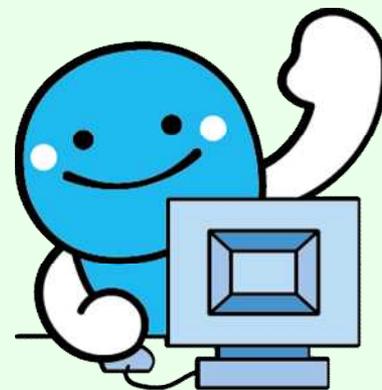
1 運営基準



- 内容及び手続の説明及び同意 ……P5
- サービスの取扱方針(身体的拘束等の適正化) ……P10
- 施設サービス計画の作成 ……P18
- 口腔衛生の管理 ……P21
- 運営規程 ……P25
- 業務継続計画の策定等 ……P32
- 非常災害対策 ……P36
- 掲示 ……P41
- 虐待の防止 ……P44
- 各種検討委員会について ……P51

1 運営基準

- 内容及び手続の説明及び同意
- サービスの取扱方針(身体的拘束等の適正化)
- 施設サービス計画の作成
- 口腔衛生の管理
- 運営規程
- 業務継続計画の策定等
- 非常災害対策
- 掲示
- 虐待の防止
- 各種検討委員会について



●内容及び手続の説明及び同意

<指摘事例>

- ・重要事項説明書に不足する項目が認められた

不足する項目として「提供するサービスの第三者評価の実施状況」が、指摘の対象となることが多いです。



指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第23条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

(省令第39号第4条第1項)

《重要事項とは？》

(1) 当該指定介護老人福祉施設の運営規程の概要

(2) 従業者の勤務体制 **Point**

(3) 事故発生時の対応

(4) 苦情処理の体制

(5) 提供するサービスの第三者評価の実施状況 **Point**

(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、
評価結果の開示状況) 等

(老企第43号第4の2)



(2) 従業員の勤務体制

→ 指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えないこととする。

(老企第43号第4の26(1))

(5) 提供するサービスの第三者評価の実施状況

→ 第三者評価を実施していない場合でも、「実施していない」ことを記載する必要があります。

(老企第43号 平成30年度改正に伴い項目追加)

1 運営基準

- 内容及び手続の説明及び同意
- サービスの取扱方針(身体的拘束等の適正化)
- 施設サービス計画の作成
- 口腔衛生の管理
- 運営規程
- 業務継続計画の策定等
- 非常災害対策
- 掲示
- 虐待の防止
- 各種検討委員会について



●サービスの取扱方針(身体的拘束等の適正化)

<指摘事例>

- ・身体的拘束等適正化検討委員会を開催していない
- ・身体的拘束等の適正化のための研修を実施していない

指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等適正化検討委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。(省令第39号第11条第6項)



身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合、減算の対象になります!

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、指定介護老人福祉施設基準第11条第5項の又は第42条第7項の記録及び第11条第6項又は第42条第8項に規定する措置（前ページ）を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。

具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算する。

（老企第40号第2の5（5））

《定期的な研修回数について》

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが重要である。 研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

（老企第43号第4の10（5）抜粋）



●サービスの取扱方針(身体的拘束等の適正化)

<指摘事例>

- ・身体的拘束等の適正化のための指針に不足する項目が認められた

指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(省令第39号第11条第6項)

《指針にはどんな項目が必要？》

- ①施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ②身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 **Point**
- ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(老企第43号第4の10(4))



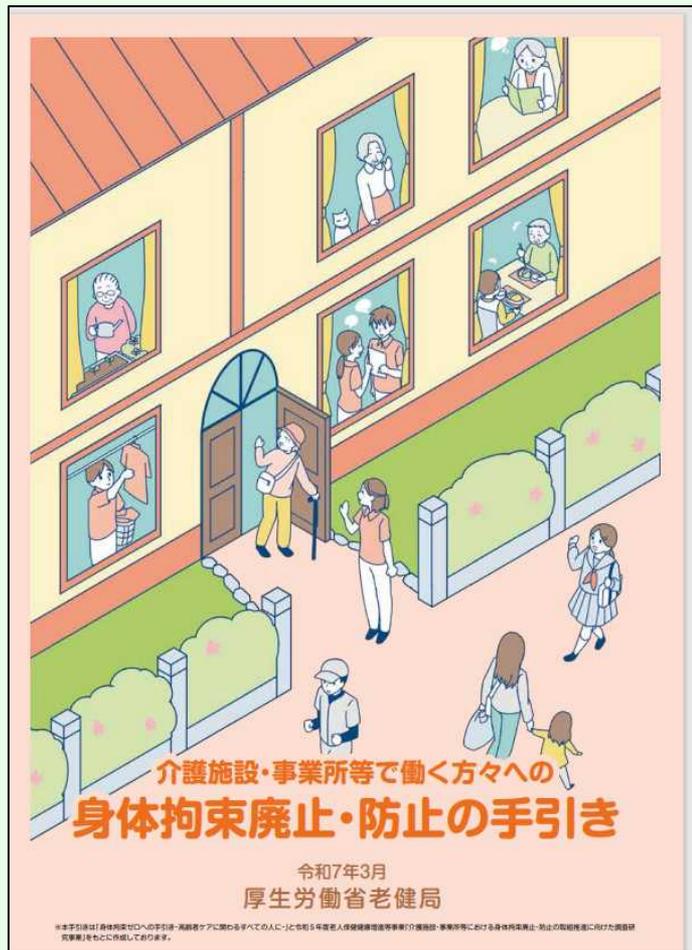
⑥について、指針への規定漏れがよく見受けられます。
施設における当該指針の閲覧方針を決定し、その内容を
指針内に規定してください。

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行ってはならない。（省令第39号第11条第4項）

指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。（省令第39号第11条第5項）



3要件(切迫性・非代替性・一時性)に該当し、緊急やむを得ないと組織的に判断される場合を除き、身体的拘束等は行わないこと！



「介護施設・事業所等で働く方々への
身体拘束廃止・防止の手引き(令和7年3
月 株式会社日本総合研究所作成)」が厚
生労働省HPに掲載されていますので、併
せてご確認ください。

下記URLに掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/content/
12304250/001643323.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001643323.pdf)



1 運営基準

- 内容及び手続の説明及び同意
- サービスの取扱方針(身体的拘束等の適正化)
- 施設サービス計画の作成
- 口腔衛生の管理
- 運営規程
- 業務継続計画の策定等
- 非常災害対策
- 掲示
- 虐待の防止
- 各種検討委員会について



●施設サービス計画の作成

<指摘事例>

- ・施設サービス計画について、文書により入所者の同意を得ていない事例が認められた

計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

(省令第39号第12条第7項)





施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に当たっては、これに位置づけるサービスの内容を説明した上で文書によって入所者の同意を得ることを義務づけることにより、サービスの内容への入所者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。

また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い、同意を得る（通信機器等の活用により行われるものを含む。）ことが望ましいことに留意されたい。

（老企第43号第4の11（7））

1 運営基準

- 内容及び手続の説明及び同意
- サービスの取扱方針(身体的拘束等の適正化)
- 施設サービス計画の作成
- 口腔衛生の管理**
- 運営規程
- 業務継続計画の策定等
- 非常災害対策
- 掲示
- 虐待の防止
- 各種検討委員会について



● 口腔衛生の管理

< 指摘事例 >

- ・口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行っていないことが認められた。

指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(省令第39号第17条の3)

《口腔衛生の管理を計画的に行う手順について》

- (1) 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（歯科医師等）が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理にかかる技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。 
- (2) 当該施設の従業員又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- (3) (1)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制にかかる計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。（略）

（老企第43号第4の18）

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」(令和6年3月15日老高発0315第2号、老認発0315第2号、老老発0315第2号)において、基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例が示されていますので、併せてご確認ください。

介護最新情報から上記通知が確認できます。
<https://www.mhlw.go.jp/content/001227728.pdf>



1 運営基準

- 内容及び手続の説明及び同意
- サービスの取扱方針(身体的拘束等の適正化)
- 施設サービス計画の作成
- 口腔衛生の管理
- 運営規程**
- 業務継続計画の策定等
- 非常災害対策
- 掲示
- 虐待の防止
- 各種検討委員会について

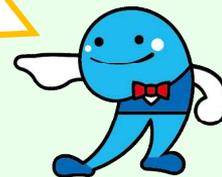


● 運営規程

< 指摘事例 >

- ・運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」が規定されていない

「虐待の防止のための措置に関する事項」は、令和6年4月1日から運営規程への規定が義務化されています。
また、運営規程を変更する場合は、変更した日から10日以内に知事(長寿社会課)への届出が必要です。





指定介護老人福祉施設は、次の掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料
その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項 **Point**
- 九 その他施設の運営に関する重要事項

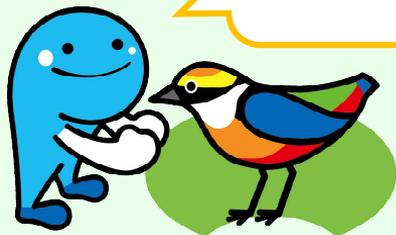
(省令第39号第23条)

《虐待の防止のための措置に関する事項とは？》

老企第43号第4の38「虐待の防止」に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

（老企第43号第4の26（6））

省令第39号第35条の2で整備が義務付けられている「虐待の防止のための指針」と、内容が相違ないように注意しましょう。



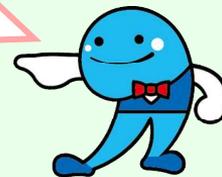
●運営規程

※短期入所療養介護

<指摘事例>

- ・運営規程に「通常の送迎の実施地域」が規定されていない

「短期入所生活介護」や「短期入所療養介護」は居宅サービスに分類されますが、施設に併設されている事例が多いので、こちらで解説します。





指定短期入所療養介護事業者は、次の掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域 **Point**
- 五 施設利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(省令第37号第153条)

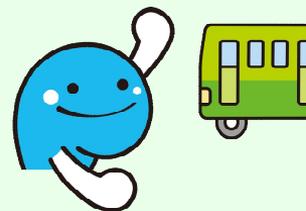
《通常の送迎の実施地域に関する解説》

② 指定短期入所療養介護の内容（第三号）

「指定短期入所療養介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものであること。

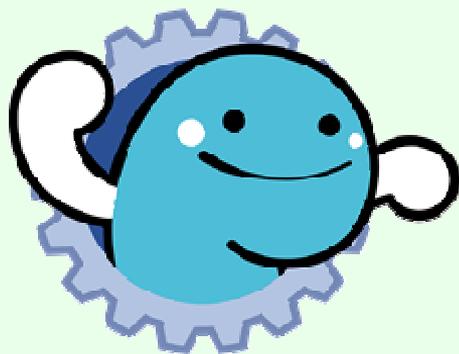
（老企第25号第3の八の3（13））

サービスの提供に当たって送迎を実施しない場合は、「送迎を実施しない」ことを運営規程に記載するとともに、他の説明資料（重要事項説明書等）の記載内容と整合性が取れるよう、確認してください。



1 運営基準

- 内容及び手続の説明及び同意
- サービスの取扱方針(身体的拘束等の適正化)
- 施設サービス計画の作成
- 口腔衛生の管理
- 運営規程
- 業務継続計画の策定等**
- 非常災害対策
- 掲示
- 虐待の防止
- 各種検討委員会について



● 業務継続計画の策定等

< 指摘事例 >

- ・業務継続計画に係る訓練を実施していないことが認められた

指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施しなければならない。（省令第39号第24条の2第2項）



業務継続計画は「作っておしまい」ではなく、実際に感染症や災害が発生した場合に計画が機能するよう、**周知・研修・訓練・計画の見直し及び変更**が必要です。

《研修及び訓練の実施回数について》

①研修

→職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。

②訓練（シミュレーション）

→業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施するものとする。

訓練は、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。
(老企第43号第4の28(3)、(4))



「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置」
においても研修・訓練が義務づけられているので、注意しましょう。

当該指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 感染対策委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（各年2回以上）に実施すること。

（省令第39号第27条第2項）

1 運営基準

- 内容及び手続の説明及び同意
- サービスの取扱方針(身体的拘束等の適正化)
- 施設サービス計画の作成
- 口腔衛生の管理
- 運営規程
- 業務継続計画の策定等
- 非常災害対策**
- 掲示
- 虐待の防止
- 各種検討委員会について



●非常災害対策

<指摘事例>

- ・防災対策マニュアルの概要を事業所内に掲示していない
- ・地震・津波を想定した避難訓練を2ヶ月から4ヶ月に1回以上実施していない
- ・水害を想定した訓練を実施していない



施設の所在地が水害・土砂災害想定地域である場合は、水害・土砂災害対策のための防災訓練を定期的 to 実施しましょう。

指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
(省令第39号第26条第1項)

非常災害対策については、高知県が定めた条例による読み替えがあるので、併せてご紹介します。



条例名：高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例

第4条第3項（抜粋）

指定介護老人福祉施設基準省令第26条第1項中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、「定期的に避難」とあるのは「防災対策マニュアルの概要を当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難」とする。



第1項では居宅介護サービス、第2項では介護予防サービス、第3項から第5項では施設系サービスの読み替えが行われています。



高知県社会福祉施設 防災対策指針



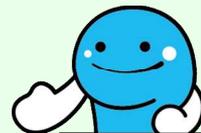
高知県社会福祉施設防災対策指針

高知県

「地震・津波を想定した避難訓練を2ヶ月から4ヶ月に1回以上実施すること」は、高知県社会福祉施設防災対策指針に準拠した項目です。

高知県HPから指針全文を確認できます。

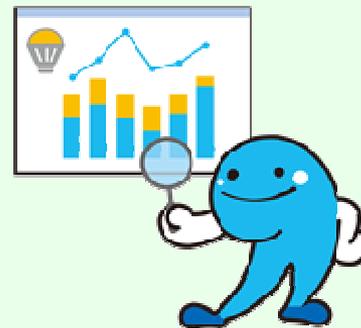
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/shisin/>



案内所
INFORMATION

1 運営基準

- 内容及び手続の説明及び同意
- サービスの取扱方針(身体的拘束等の適正化)
- 施設サービス計画の作成
- 口腔衛生の管理
- 運営規程
- 業務継続計画の策定等
- 非常災害対策
- 掲示**
- 虐待の防止
- 各種検討委員会について



● 掲示

< 指摘事例 >

- ・施設の見やすい場所に、「重要事項説明書」「提供するサービスの第三者評価の実施状況」が掲示されていない

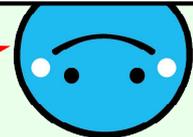
「提供するサービスの第三者評価の実施状況」については、サービス区分によって重要事項説明書への記載及び施設への掲示が求められる場合と、施設への掲示のみが求められる場合があります。



当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 (省令第39号第29条第1項)

運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、（略））等の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定介護老人福祉施設の見やすい場所に掲示することを規定したものである。 (老企第43号第4の32（1））

第三者評価を実施していない場合は、「実施していない」旨の掲示が必要です！



1 運営基準

- 内容及び手続の説明及び同意
- サービスの取扱方針(身体的拘束等の適正化)
- 施設サービス計画の作成
- 口腔衛生の管理
- 運営規程
- 業務継続計画の策定等
- 非常災害対策
- 掲示
- 虐待の防止
- 各種検討委員会について



●虐待の防止

<指摘事例>

- ・虐待の防止のための研修を実施していない

「虐待の防止に係る措置」は、令和6年4月1日から義務化された項目です。



指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 虐待防止検討委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（省令第39号第35条の2）



高齢者虐待防止のための措置を講じていない場合、減算の対象になります！

高齢者虐待防止措置未実施減算については、施設において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定介護老人福祉施設基準第35条の2に規定する措置（前ページ）を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。

具体的には、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、虐待の防止のための指針を整備していない、虐待の防止のための研修を年2回以上実施していない又はこれらを適切に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算する。

（老企第40号第2の5（6））

●虐待の防止

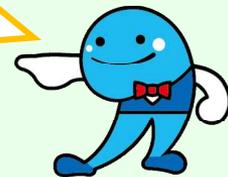
<指摘事例>

- ・虐待の防止のための指針に不足する項目が認められた

当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(省令第39号第35条の2第2号)

「身体拘束等の適正化のための指針」と同様に、虐待の防止のための指針にも盛り込むべき項目が定められています。



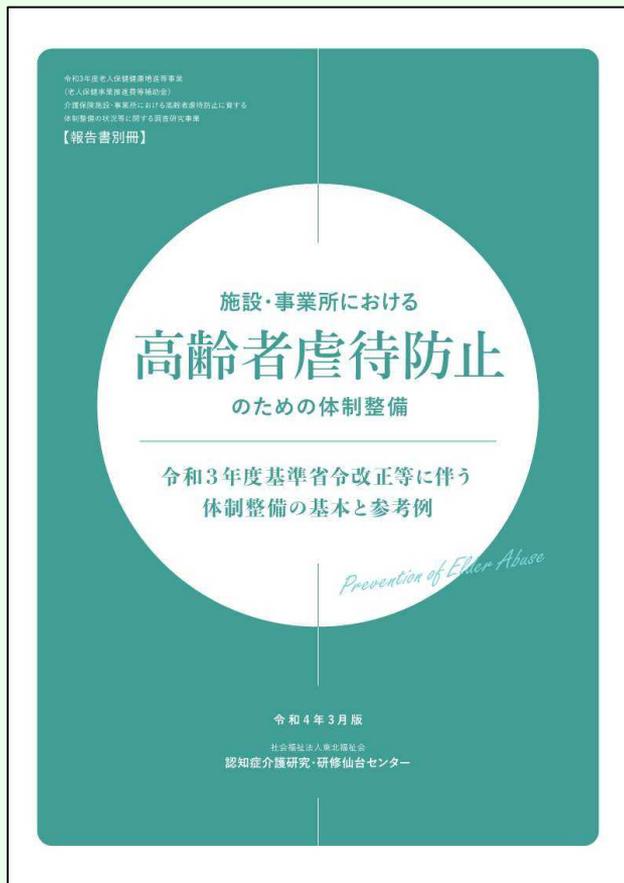


《指針にはどんな項目が必要？》

- イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- へ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

「へ、トの項目が規定
されていない」という
内容の指摘が多いです！

(老企第43号第4の38②)



「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備 令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」(令和4年3月版 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター発行)報告書別冊において、指針の参考例が示されています。

自施設の指針と比較して不足している項目がないか確認する等、ご活用ください。

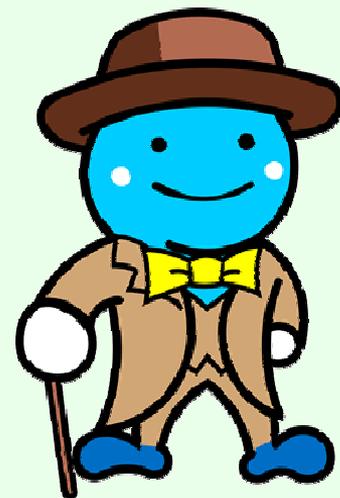
厚生労働省HPから報告書を確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>



1 運営基準

- 内容及び手続の説明及び同意
- サービスの取扱方針(身体的拘束等の適正化)
- 施設サービス計画の作成
- 口腔衛生の管理
- 運営規程
- 業務継続計画の策定等
- 非常災害対策
- 掲示
- 虐待の防止
- 各種検討委員会について



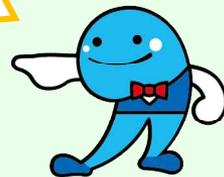
●各種検討委員会*について

<指摘事例>

- ・委員会を構成するメンバーの責務及び役割分担が明確になっていない

*この説明資料において、各種検討委員会は次の委員会を指します。

- ・身体的拘束等適正化検討委員会
- ・感染対策委員会
- ・事故防止検討委員会
- ・虐待防止検討委員会



《身体的拘束等適正化検討委員会について》

身体的拘束等適正化検討委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(省令第39号第11条第6項第1号)

「身体的拘束等適正化検討委員会」とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。

(老企第43号第4の10(3))

《感染対策委員会について》

当該指定介護老人福祉施設における感染対策委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(省令第39号第27条第2項第1号)

当該施設における「感染対策委員会」であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。

(老企第43号第4の30(2)①)

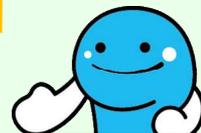


「介護現場における感染対策の手引き 第3版」(令和5年9月 厚生労働省老健局発行)において、指針の参考例が示されています。

自施設の指針と比較して不足している項目がないか確認する等、ご活用ください。

厚生労働省HPから手引きを確認できます。

[https://www.mhlw.go.jp/content/
12300000/001149870.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf)



《事故防止検討委員会について》

事故防止検討委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(省令第39号第35条第1項第3号)

指定介護老人福祉施設における「事故防止検討委員会」は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすることが必要である。

(老企第43号第4の37(3))

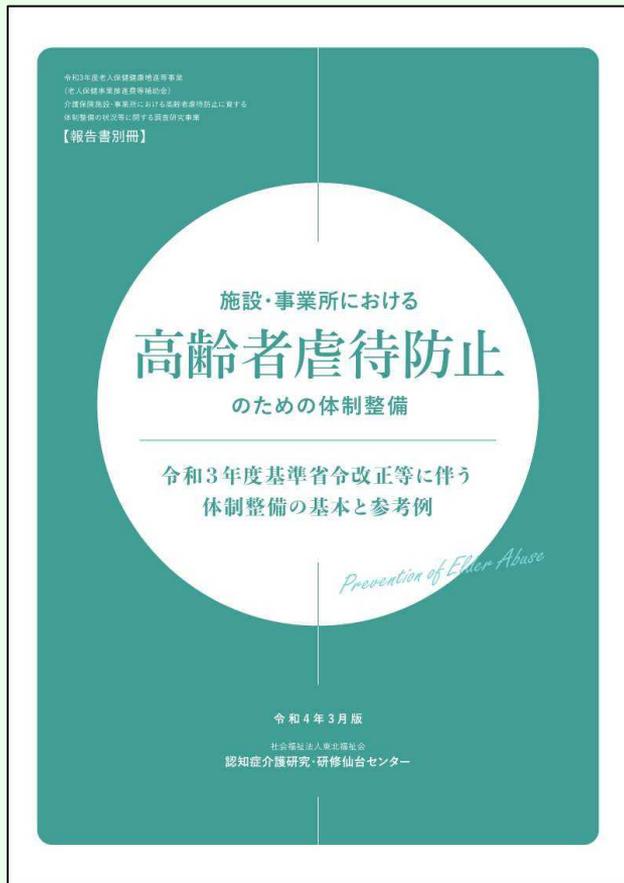
《虐待防止検討委員会について》

当該指定介護老人福祉施設における虐待防止検討委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(省令第39号第35条の2第1項第1号)

「虐待防止検討委員会」は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要である。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

(老企第43号第4の38①)



「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備 令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」(令和4年3月版 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター発行)報告書別冊において、委員会組織の設置と運営について解説されていますので、併せてご確認ください。

厚生労働省HPから報告書を確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>



2 介護報酬



○加算を算定する場合：

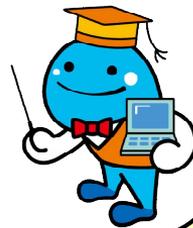
各加算の算定要件を満たせているか確認してください。

- (例)・日常生活継続支援加算(入所者の状況による)
・看護体制加算(職員体制による)
・サービス提供体制強化加算(職員体制による) 等

○減算が必要な場合：

要件に該当していないか定期的に確認してください。

- (例)・定員超過利用(入所者の状況による)
・身体拘束廃止未実施減算(施設の体制による) 等



加算等の算定がされなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合は、速やかにその旨を県長寿社会課に届け出てください。

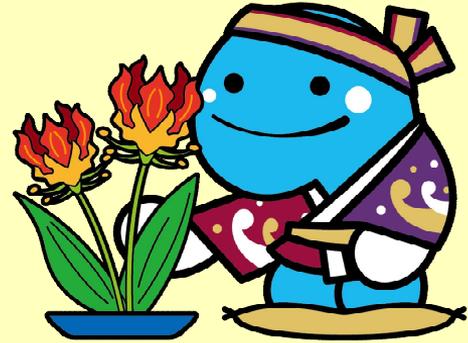
2 介護報酬

- 身体拘束廃止未実施減算 ……P62
- 高齢者虐待防止措置未実施減算 ……P66



2 介護報酬

- 身体拘束廃止未実施減算
- 高齢者虐待防止措置未実施減算



● 身体拘束廃止未実施減算

指定介護老人福祉施設基準第11条第5項又は第42条第7項の記録を行っていない場合及び指定介護老人福祉施設基準第11条第6項又は第42条第8項に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。

(老企第40号第2の5 (5))

運営基準の項目でも解説しましたが、3要件(切迫性・非代替性・一時性)に該当し、緊急やむを得ないと組織的に判断される場合を除き、身体的拘束等
は行わないこと!



指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行ってはならない。（省令第39号第11条第4項）

指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。（省令第39号第11条第5項）

指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること

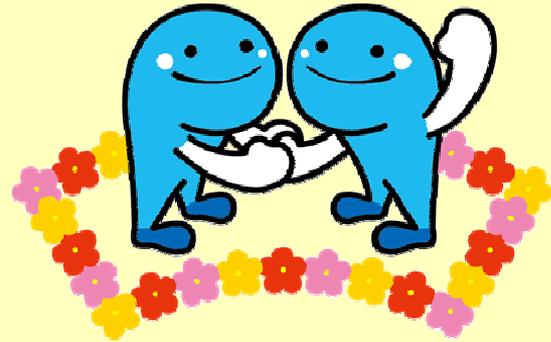
（省令第39号第11条第6項）



施設において身体的拘束等を行っていない場合でも、上記の措置を講ずる必要があることに注意しましょう。

2 介護報酬

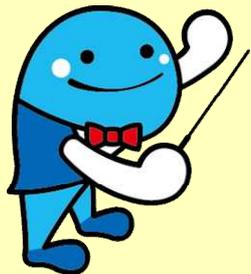
- 身体拘束廃止未実施減算
- 高齢者虐待防止措置未実施減算



●高齡者虐待防止措置未実施減算

指定介護老人福祉施設基準第35条の2に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。

(老企第40号第2の5(6))



高齡者虐待防止措置未実施減算は、
「施設において虐待が発生した場合」ではなく、
「省令に規定する虐待の防止に係る措置を講じていない場合」
が対象となります。

指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 虐待防止検討委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（省令第39号第35条の2）

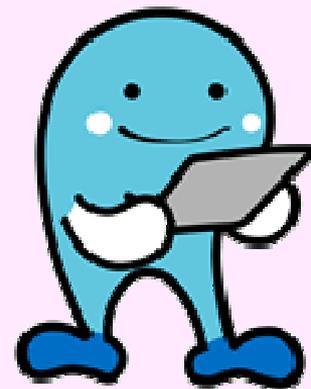
3 その他注意すべき事項

- 変更の届出 ……P70
- 重要事項説明書のウェブサイト掲載 ……P75



3 その他注意すべき事項

- 変更の届出
- 重要事項説明書のウェブサイト掲載



●変更の届出

<指摘事例>

- ・届出している平面図が実態と相違している

指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(法第89条)

<厚生労働省令で定める事項>

指定介護老人福祉施設の開設者は、第134条第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第6号、第7号、第9号、第10号、第13号及び第15号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護老人福祉施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

（施行規則第135条第1項）

《変更の届出において指摘が多い事項》

第7号：建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

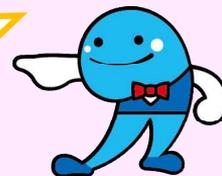
第9号：施設の管理者の氏名、生年月日及び住所

第10号：運営規程

第15号：介護支援専門員の氏名及びその登録番号

（施行規則第134条第1項）

平面図は、各室の用途を変更した場合にも届出が必要です。
ご注意ください。



※通常、変更届は変更があった日から10日以内に届け出る必要がありますが、介護老人保健施設・介護医療院については、下記の内容について変更がある場合は、事前（変更前）に届出が必要となります。

- ・敷地の面積又は平面図
- ・建物の構造概要、平面図又は施設若しくは構造設備の概要
- ・施設の共用の有無又は共用の場合の利用計画
- ・運営規程（従業員の職種、員数、職務内容又は入所定員の増加に関する部分に限る）
- ・協力病院（名称、診療科目名又は契約の内容）
- ・管理者
- ・広告事項

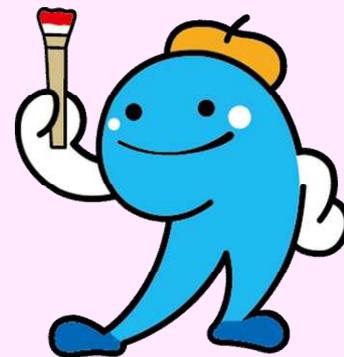
また、特定施設入居者生活介護については、利用定員を増やす場合に、事前に申請が必要になります。

（（例）介護老人保険施設

介護保険法第94条第2項 介護保険法施行規則第136条第2項）

3 その他注意すべき事項

- 変更の届出
- 重要事項説明書のウェブサイト掲載



●重要事項説明書のウェブサイト掲載

重要事項について、令和7年4月1日から原則としてウェブサイト*への掲載が義務化されました！

指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイト*に掲載しなければならない。

(省令第39号第29条第3項)

*ウェブサイトとは

法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムをいう

(老企第43号第4の32(1))

ハ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の44各号*
に掲げる基準に該当する指定介護老人福祉施設については、介護サービス
情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第29条
第3項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。

（老企第43号第4の32（1）③）

*介護保険法施行規則第140条の44各号

- 一 第四百四十条の四十八第一号の計画の基準日前の一年間において、提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの
- 二 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

○介護サービス情報の公表

「重要事項説明書」のアップロード方法

令和7年度(2025年度)より、重要事項等の情報を原則としてウェブサイト(法人のホームページ等)または介護サービス情報公表システム)に掲載することが義務化されます。

介護サービス情報報告システム 高知県

2024年度 > 手続1 法人情報 > 手続2 事業所の特色 > 手続3 事業所の特色 > 手続4 独自項目 > 手続5 書類のアップロード



手続3 事業所の特色

事業所の特色をクリック



①ファイルをアップロード

②書類のタイトルを入力

法人のホームページ等で公開していない場合は、重要事項説明書をPDF、Excel、Word形式でアップロードする必要があります。

- ・法人のホームページ等で既に公開している場合は、情報公表システムへの掲載は不要です。
- ・「事業所の特色」のページ最下部、『法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧』の「利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(運営規程の概要等)」に「ファイルの選択」で書類をアップロードしてください。

介護サービス情報公表システムにおける重要事項説明書のアップロード方法は、高知県長寿社会課のホームページに掲載しています。

下記アドレスから
「重要事項説明書のアップロード方法」
をご確認ください。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/kaigo-kouhyou/>



本資料は「介護老人福祉施設」を例に、該当する基準、通知等の内容を記載しました。

別資料「主な関係法令等一覧」を参考に、各サービスごとに該当する法令等を必ずご確認ください。

